

第3回町議会定例会

9月16日(水)・17日(木)に開催された、第3回定例会の主な内容についてお知らせします。

【条例改正】

- 和寒町議会会議条例
→議員が出産のときに欠席するための規定を追加
- 和寒町手数料条例
→マイナンバー制度の導入により、通知カードおよび個人番号カードの再交付手数料の規定を追加
- 和寒町個人情報保護条例
→マイナンバー制度の導入により、個人情報をより厳格に保護するための改正
- 和寒町営バス運行条例・和寒町スクールバス運行条例
→中和線の一部を路線変更するための改正

【財産取得】

- 小学校教育用パソコン 13,176千円

【教育委員会委員の任命に同意】

- 和寒町字南町 福井 教之 氏 (再任)
任命期間 平成27年10月1日から
平成31年9月30日まで(4年間)

【一般会計補正予算】

- 町営バス「乗降中注意」表示灯等の修繕 960千円
- 自治会館等の修繕 2,464千円
- 商工業新規就業者対策補助の増額 1,000千円
- 公営住宅の修繕 4,800千円

自衛官等募集

陸上自衛隊高等工科学校生徒(一般)

- 応募資格 男子で中卒(見込含)17歳未満
受付期間 11月1日(日)~28年1月8日(金)
試験日 1次試験 28年1月23日(土)
2次試験 28年2月4日(木)~
2月7日(日)

■お問い合わせ

自衛隊旭川地方協力本部 名寄出張所
〒096-0011 名寄市西1条南9丁目45
TEL 01654-2-3921

※受験申込は、役場総務課でも可。

最低賃金764円(+16円)

北海道内で事業を営む使用者およびその事業場で働く全ての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。)に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

最低賃金額 時間額 764円
効力発生日 平成27年10月8日

- 最低賃金には、**精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金および時間外等割増賃金**は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 特定の産業(「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造、船体ブロック製造業」)で働く方には、北海道の特定(産業別)最低賃金が適用されます。

どさんこ旅行券

道内限定 8,000円で10,000円の旅行券が購入できる「どさんこ旅行券」が販売中です。

購入方法

ローソンチケットまたはハガキで申し込み
(お一人様5セットまで)

利用方法

公式HP <http://www.tabi-dosanko.com/>

利用対象となる宿泊施設や観光施設をあらかじめ確認の上、ご予約の際に「どさんこ旅行券」を利用する旨をお申し出ください。

■お問い合わせ専用ダイヤル：011-351-3161

エゾシカ猟のため入林規制

狩猟期間 10月1日~3月31日

上川管内では、上記の期間でエゾシカ狩猟が解禁されます。事故防止のため、一般の方の入林を禁止しますので、ご注意ください。

■お問い合わせ：上川北部森林管理署
TEL 01655-4-2551